

宅地造成等規制法運用の手引 令和7年4月一部改訂版 改訂事項一覧表

ページ	内容
表紙	・ 令和7年4月一部改訂を記載
はじめに	・ 一部改訂理由（盛土規制法の規制区域指定に伴う宅造法の扱い）記載
P1	2 宅地造成工事規制区域の指定 ・ 規制区域図の備え付け場所変更（県所管は建築指導課に備え付け）
P3	一覧表 所管 ・ 県の所管・電話番号を建築指導課盛土対策班に変更
P49～52	I 宅地造成に関する工事の許可申請等の諸手続 ・ 県の窓口を建築指導課へ変更 ・ 令和7年4月1日以降、新規の許可・協議・届出の手続きがないことを記載
P54～61	II 宅地造成に関する工事の許可申請図書の作成 III 宅地造成に関する工事の協議図書の作成 IV 宅地造成工事等届出図書の作成 ・ 令和7年4月1日以降、新規の許可・協議・届出の手続きがないことを記載
P62～64	V 工事着手から完了までの諸手続申請等図書の作成 ・ 提出窓口を建築指導課へ変更
P68～71, 74～87, 89, 94	VIII 様式 ・ 宛先等を県民局長→県知事へ変更 ・ 令和7年4月1日以降、新規の許可・協議・届出の手続きがないことを記載